

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定事務処理要領

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（以下「指定」という。）等に関する事務（以下「指定事務」という。）について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（指定対象医療機関等）

第2条 市長が、指定する医療機関は、神戸市内に所在し、省令第36条第3号に規定する精神通院医療を行うものとする。

（指定の申請）

第3条 指定を受けようとする病院又は診療所の開設者が、省令第57条第1項の規定により提出する申請書は次のとおりとする。

- （1） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第1号）
- （2） 主として担当する医師の経歴書（様式第2号）
- （3） その他市長が必要とする書類

2 指定を受けようとする薬局の開設者が、省令第57条第2項の規定により提出する申請書は次のとおりとする。

- （1） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式第3号）
- （2） 主として担当する薬剤師の経歴書（様式第4号）
- （3） その他市長が必要とする書類

3 指定を受けようとする政令第36条各号に規定する医療機関（以下「訪問看護事業者等」という。）が、省令第57条第3項の規定により提出する申請書は次のとおりとする。

- （1） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第5号）
- （2） その他市長が必要とする書類

(指定自立支援医療機関の指定基準)

第4条 市長は、法第59条第1項の申請があった場合において、法第59条第2項及び第3項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当しないときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 指定自立支援医療機関療養担当規定(精神通院医療)(平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規定」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うにあつて、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- (3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていることとする。

ア 当該保険医療機関に勤務(非常勤を含む。)している医師であること。

イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間を含むものであること。

- (4) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬

剤師を有していること。

(5) 訪問看護事業者等にあつては、療担規定に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

2 指定にあつて、市長は神戸市市民福祉調査委員会精神保健福祉専門分科会の意見を聞くものとする。法第68条に規定する指定の取消しの場合も同様とする。

3 市長は、指定を行うときは、その指定年月日を原則として指定を決定した日の属する月の翌月初日とし、指定自立支援医療機関指定通知書（様式第6号）により、指定を行わないときは、指定自立支援医療機関不指定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 法第64条に規定する届出の様式は、指定自立支援医療機関指定内容変更届（様式第9号）とする。

2 前項の届出の内容が、省令第57条第1項第6号に規定する医師又は歯科医師の場合は、第4条第1項の基準に適合することを必要とし、前項の届出に「主として担当する医師の経歴書（様式第2号）」を添付するものとする。

3 第1項の届出の内容が、主として担当する薬剤師の場合、第1項の届出に「主として担当する薬剤師の経歴書（様式第4号）」を添付するものとする。

(休止・廃止・再開・処分の届出)

第6条 省令第63条の届出は、指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開・処分）届（様式第10号）によるものとする。

(指定辞退の届出)

第7条 省令第64条の届出は、指定自立支援医療機関指定辞退届出書（様式第11号）によるものとする。

(指定の更新)

第8条 法第60条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関の更新にかかる様式は、病院及び診療所については、指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(病院又は診療所)（様式第12号）、薬局については指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(薬局)（様式第13号）、訪問看護事業者等については指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)（様式第14号）とする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第68条第1項各号に規定するほか、法第59条第1項の規定による申請内容及び法第64条に規定する届出内容が虚偽であると判明したときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(公示)

第10条 市長は、法第69条に規定する公示を行う。

(雑則)

第11条 その他指定自立支援医療機関の指定に関する細目は別途定める

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式の経過措置)

2 施行から3か月の間、現にある要綱による改正前の様式により使用されている様式は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。